

松浦市監査委員公表第1号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月18日

松浦市監査委員 田 中 幹 人

松浦市監査委員 和 田 大 介

措置状況(令和6年度後期分)

指摘事項等	講じた措置
(1) 使用料に係る収入事務 【指摘事項】 体育施設使用料について、松浦市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第6条で「市スポーツ協会が主催する行事に使用する場合」及び「社会教育関係団体がその目的のために使用する場合」は参加料を徴収しない場合に減免できる規定が設けてあるが、参加料を徴収しているにも関わらず減免しているものが見受けられた。 (生涯学習課)	今後、大会開催のための使用については、申請者に対し使用料減免申請書への当該大会の実施要項の添付を指示し、かつ、口頭でも参加料の有無を聴取することといたします。(生涯学習課)
(2) 補助金事務 【指摘事項】 ア. 松浦市学校適応指導教室遠距離通級費補助金において、松浦市学校適応指導教室遠距離通級費補助金交付要綱第5条に、補助金の交付申請は「対象月の翌月10日までに申請しなければならない。」と規定されているが、期限を過ぎて申請されているものが多数見受けられた。(教育総務課) イ. 松浦市小中学校音楽会開催費補助金及び松浦市小学校陸上競技連盟補助金について、松浦市事務決裁規程別表で1件50万円を超え200万円までの補助金交付決定は総務課長の専決事項とされているが、所属長の専決事項として処理されているものがあった。 (学校教育課) ウ. 松浦市文化・スポーツ振興基金対象補助金事業において、採択申請書等審査関係書類が保管されていないものや採択通知書、補助金実績報告書、補助金等確定通知書がないものが多数見受けられた。松浦市補助金等交付規則に基づき適正に処理されたい。 (生涯学習課)	ご指摘のことにつきましては、期限厳守を徹底し今後このようなことがないよう、指導いたしました。(教育総務課) ご指摘のことにつきましては、決裁区分を誤認しておりました。今後は松浦市事務決裁規程を遵守し、適正に事務処理を行うように周知徹底を行いました。(学校教育課) 今後、松浦市補助金等交付規則に基づき適正に作成・保管するよう職員に指導いたしました。(生涯学習課)
【指導事項】 ア. 松浦市下水道終末処理場周辺地域振興対策費補助金交付規程第7条で「実績報告書の提出期限は事業の完了した日から30日以内とする」と規定しているが、完了日から30日を超えて提出されたものが見受けられた。 (上下水道課)	ご指摘を受け、改めて申請者に本規程の内容を説明し、実績報告書は30日以内に提出するよう、説明しました。また、令和6年度は、事業完了日(R7. 2.27)から30日以内(R7. 3. 10)に実績報告書が提出され、指摘事項について改善しております。(上下水道課)

イ. 第21回松浦水軍まつり開催事業補助金において、実績報告書の事業決算書が「決算見込み」となっていた。確定した決算書をもって交付確定とするよう処理されたい。(文化観光課) ウ. 松浦市学校保健会事業費補助金及び教科研究補助金において、松浦市補助金等交付規則第7条で「補助金等の交付の決定をしたときは、補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない」と規定されているが、補助金等交付決定通知書を交付していないものが見受けられた。(学校教育課) エ. 実績報告書の関係書類に領収書控と記載しているにもかかわらず、領収書控を添付していないものが見受けられた。(生涯学習課)	実績報告書に誤って「決算見込み」と記載された決算書を添付していましたので、確定した決算書に差し替えました。今後は、同様の指摘を受けることがないよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。(文化観光課) ご指摘のことにつきましては、補助金等交付規則を遵守し、交付決定したときは契約内容の確認を徹底するよう指導し、今後は適正な事務を行うように周知いたしました。(学校教育課) 今後、実績報告書の添付書類について十分な確認を行うよう職員に指導いたしました。(生涯学習課)
(3) 委託料・使用料及び賃借料・修繕料に係る随意契約事務 【指摘事項】 ア. 松浦市財務規則第96条第1項で「監督の職務を行う職員は、原則として検査を行う職員と兼ねることができない」と規定しているが、監督職員が検査員を兼ねているものが見受けられた。(産業振興課) イ. 福島地区浄水場機械設備保守点検業務において、請書及び見積書の日付が空欄のものを受付けていた。(上下水道課) ウ. 実施伺の起案日が契約締結日より後の日付となっているものが見受けられた。(学校教育課) エ. 実施伺に1者随意契約理由が記載されていないものがあった。(文化観光課) オ. 見積書が提出期限後に提出されているものが見受けられた。(教育総務課) カ. 契約の締結については、松浦市財務規則第90条第1項で「落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約書を作成させなければならない」と規定されているが、7日を過ぎて作成しているものが多数見受けられた。(学校教育課)	松浦市財務規則第96条第1項の規定について、認識が不足しておりました。ご指摘を受け、今後は監督の職務を行う者以外の職員を検査員とするよう、職員に周知・指導を行いました。(産業振興課) ご指摘を受け、業者へもその内容を説明し、日付等の記載をされた適正な書類をもって提出をいただくよう、説明しております。今後は適正な書類にて処理を行うよう、職員に周知・指導を行いました。(上下水道課) ご指摘のことにつきましては、今後契約日が契約締結伺起案日及び決裁日より前にならないよう、適正な事務を行うように周知徹底しました。(学校教育課) 実施伺に1者随契理由の記載が漏れていましたので、追記いたしました。今後は、同様の指摘を受けることがないよう、係長以上が十分に書類を確認し、適正な事務処理を行います。(文化観光課) ご指摘のことにつきましては、期日までの提出を徹底させるよう指導し、今後は適正な事務を行うように周知いたしました。(教育総務課) ご指摘のことにつきましては、期日までの作成を徹底させるよう指導し、今後は適正な事務を行うように周知いたしました。(学校教育課)

キ. 契約書に収入印紙の貼付漏れと思われるものが見受けられた。印紙税の課税文書に該当するかどうかについては個々の契約内容に照らして判断し、必要に応じて所轄税務署へも確認を行い、相手方に対して印紙税法を遵守するよう指導されたい。(教育総務課) ク. 随意契約理由に係る適用条項について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当しないものを第1号該当とし、予定価格調書の作成を省略しているものが複数見受けられた。(上下水道課・学校教育課・教育総務課) ケ. 修繕における請書の消費税額が誤って記載されていた。(文化財課) コ. 業務委託契約において、契約締結伺のないものが見受けられた。(生涯学習課) サ. 明らかに新しく購入していると思われる草刈り機について、備品購入として処理すべきものを取替修繕として処理しているものが見受けられた。(生涯学習課)	ご指摘のことにつきましては、契約内容の確認を徹底するよう指導し、今後は適正な事務を行うように周知いたしました。(教育総務課) 契約額を月額単位で判断し、適用条項を第1号該当としたものです。今後は、契約額全体で適用条項を判断するよう、職員に周知・指導を行いました。(上下水道課) ご指摘のことにつきましては、財務規則を確認し、該当条項の誤りがないよう指導し、今後は適正な事務を行うように周知いたしました。(学校教育課・教育総務課) 事業者に対して、金額訂正の依頼を行っております。今後、金額の確認について徹底いたします。(文化財課) 今後、「業務委託における決裁区分」等を参照し、業務委託契約において必要な手続を遺漏なく行うよう職員に指導いたしました。(生涯学習課) 今後、新品の備品を購入する際は、予算を確保した上で、備品購入費により購入するよう職員に指導いたしました。また、取替修繕の内容については、管理職・監督職において十分に確認した上で決裁するようにいたします。(生涯学習課)
【指導事項】 ア. 業務委託の完了報告において、完了報告書に記載のある添付書類が漏れているものが見受けられた。(産業振興課) イ. 実施伺に1者見積徴収理由の項目及び適用条文「市財務規則第86条第4項ただし書の規定による」の記載がないものが見受けられた。(産業振興課・上下水道課・学校教育課・教育総務課)	添付漏れの証憑書類等について添付を行いました。今後は、適正な事務処理に努めます。(産業振興課) 実施伺に1者見積徴収理由の項目及び財務規則上の根拠規定「松浦市財務規則第86条第4項ただし書の規定により、1者から見積を徴することとする。」を記載しました。今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行うよう、職員に周知・指導を行いました。(産業振興課) ご指摘を受け、実施伺に1者見積徴収理由の項目及び適用条文「松浦市財務規則第86条第4項ただし書」を追記いたしました。今後は、1者見積の場合はその理由と適用条文を記載するよう、職員に周知・指導を行いました。(上下水道課) ご指摘のことにつきましては、財務規則を確認し、該当条項の誤りがないよう指導し、今後は適正な事務を行うように周知いたしました。(学校教育課・教育総務課)

ウ. 契約締結時に契約保証金免除とする根拠規定及びその理由が記載されていないものがあった。(産業振興課・文化観光課・上下水道課) エ. 実施伺の契約方法に「地方自治法第167条の2第1項第1号及び市財務規則第86条第4項ただし書により」としているものがあったが、同項ただし書は1人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする1者見積徴収理由であるため適用条文は適正に記載されたい。(文化観光課) オ. 1者随意契約をする理由に安価に契約できるとしているが、何と比較して安価なのか明記されていない。理由を具体的に記載されたい。(文化観光課) カ. 会計事務の手引きにおいて随意契約理由の根拠規定は「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号とそれ以外の号が両方該当する場合は、第1号優先とあるため、適正に処理されたい。(上下水道課・学校教育課・教育総務課・文化財課) キ. 前金払がない契約にもかかわらず、契約書の約款の条文が削除されていないものや契約保証金を免除としているもので契約書の約款の条文が削除されていないものが見受けられた。(上下水道課・生涯学習課)	実施伺に契約保証金を免除とする根拠規定及び理由を記載しました。今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行うよう、職員に周知・指導を行いました。(産業振興課) 契約保証金を免除とする根拠規定及びその理由を記載しておりませんでしたので、追記いたしました。今後は、同様の指摘を受けることがないよう、係長以上が十分に書類を確認し、適正な事務処理を行います。(文化観光課) ご指摘を受け、契約保証金免除とする根拠規定及びその理由を追記いたしました。今後は、契約締結時には契約保証金免除とする根拠規定及びその理由を記載するよう、職員に周知・指導を行いました。(上下水道課) 実施伺に誤った記載をしておりましたので、訂正いたしました。今後は、同様の指摘を受けることがないよう、係長以上が十分に書類を確認し、適正な事務処理を行います。(文化観光課) 実施伺に記載している1者随意契約の理由を訂正しました。今後は、同様の指摘を受けることがないよう、係長以上が十分に書類を確認し、適正な事務処理を行います。(文化観光課) 市財務規則第86条に規定する額を下回っているものの随意契約理由を地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号によるものとしたものです。このことについては、随意契約理由の適用条項を第1号に修正いたしました。今後はこのような誤りが無いよう職員に周知・指導を行いました。(上下水道課) ご指摘のことにつきましては、財務規則を確認し、該当条項の誤りが無いよう指導し、今後は適正な事務を行うように周知いたしました。(学校教育課・教育総務課) 随意契約理由の根拠規定について、優先すべき号数を表記するよう修正いたしました。契約事務に関わる職員にも周知し、今後、適正な事務処理に取り組みます。(文化財課) ご指摘を受け、約款の該当条文を削除いたしました。今後、前払金がない契約や契約保証金免除の場合には、該当約款の削除を行うよう、職員に周知・指導を行いました。(上下水道課) 今後、契約書約款の不必要な条文については、確認を十分に行い、必要な処理を行うよう職員に指導いたしました。(生涯学習課)
--	--

ク. 実施伺に実施理由の記載のないものが見受けられた。(学校教育課)	ご指摘のことにつきましては、誤りがないよう指導し、今後は適正な事務を行うように周知いたしました。(学校教育課)
ケ. 競争入札の原則によらない随意契約は、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当するものが根拠規定であるが、実施伺において随意契約とする理由に「松浦市財務規則第86条ただし書により」と誤った根拠規定が記載されているものが見受けられた。同条ただし書は1人の者から見積書を徴することをもって足りるとした根拠規定である。関係法令等に基づき適正に処理されたい。 (学校教育課・教育総務課・生涯学習課)	ご指摘のことにつきましては、財務規則等関係法令を確認し、誤りがないよう指導し、今後は適正な事務を行うように周知いたしました。(学校教育課・教育総務課) 今後、随意契約の根拠規定については、関係法令等に基づき適正に記載するよう職員に指導いたしました。また、管理職・監督職において、記載内容を十分に確認した上で決裁するようにいたします。(生涯学習課)
コ. 実施伺に見積予定価格の記載のないものが見受けられた。(教育総務課)	ご指摘のことにつきましては見積予定価格調書を作成することを確認し、今後は適正な事務を行うように周知徹底いたしました。(教育総務課)
サ. 修繕の契約において、契約保証金を免除としているが、契約締結伺に保証金免除となる適用条項とその理由の記載のないもの及び契約約款について不要な条文が削除されていないものが見受けられた。(教育総務課)	ご指摘のことにつきましては、適用条項、契約の理由を追記いたしました。今後は適正な事務処理を行うように周知徹底いたしました。(教育総務課)
シ. 業務委託完了後に完了報告書が提出されていないものが見受けられた。(学校教育課)	ご指摘のことにつきましては、完了報告書の提出がなされているかを必ず確認し、今後は適正な事務処理を行うように周知徹底いたしました。(学校教育課)
ス. 修繕伺において、期間を要するものは執行予定日に開始予定日と完了予定日を記載することとなっているが、完了予定日のみ記載していたものが多数見受けられた。(文化財課)	既存の修繕伺について修正するとともに、修繕伺の様式を見直し、開始予定日と完了予定日の記載漏れがないよう改善に取り組んでいます。(文化財課)
セ. 業務委託において、事業計画書と実績報告書がないものが見受けられた。(生涯学習課)	令和6年度より、受託者から事業計画書及び実績報告書を提出させております。(生涯学習課)
ソ. 50万円を超える修繕で、会計事務の手引きに規定しているにも関わらず、監督職員決定通知がされていなかった。(上下水道課)	会計事務の手引きに記載されている50万円を超える場合は、監督職員決定通知が省略できないことの確認不足によるものでした。今後、契約額に応じて必要な書類の確認を行うよう、職員に周知・指導を行いました。(上下水道課)
タ. 業務委託の完了報告書の内容について、事業計画書と同様のものが見受けられた。実施した事業成果を報告させるよう指導されたい。 (教育総務課)	ご指摘のことにつきましては、完了報告書の内容を必ず確認するよう指導いたしました。今後は適正な事務処理を行うように周知徹底いたしました。(教育総務課)

【検討事項】 観光花木等維持管理業務において、松浦市シルバー人材センターを1者随意契約とする理由が列記されていたが、その理由が妥当であるか検討されたい。(文化観光課)	1者随意契約の理由の見直し、又は2者以上からの見積書の徴取を検討いたします。今後は、松浦市財務規則第86条の規定に基づき適正な事務処理を行います。(文化観光課)
(4) 行政財産目的外使用許可状況 【指導事項】 ア. 4月1日付の使用許可で使用料算定根拠に係る固定資産評価証明書の取得日が許可日以降となっているものが見受けられた。 (上下水道課) イ. 使用料は免除ではあるが、算定根拠となる土地及び家屋の評価証明書の取得日が許可日以降の日付になっていた。(文化財課)	税務課に対して申請する固定資産評価証明書申請が令和5年度に入ってから起案し、決裁後、申請したため、税務課の証明書発行日が申請日以降となることから許可日以降の日付になったものです。関係課と協議の上、固定資産評価証明書の証明日が許可日以降とならないよう十分に注意致します。(上下水道課) 令和7年度においても、4月1日使用開始での行政財産目的外使用許可申請の予定があるため、土地及び家屋の評価証明書は4月1日付で取得するよう事務処理の見直しを行います。(文化財課)
(5) その他 【検討事項】 市内小中学校における毒劇物の保管状況を立入調査した際、築年数が古い市内中学校1校において薬品保管室の老朽化が進み、室内への雨漏りが見受けられた。室内で保管されている薬品の中には、雨漏りの水と反応し発熱するものや可燃性・有毒ガスを発生させるものもあり、事故の発生が危惧されることから、早急に対応を検討されたい。(学校教育課)	不用薬品については、令和7年度に不用薬品処分費を予算化いたしましたので処分を進め、在庫のスリム化により薬品の保管体制をより厳重にし、発火等の事故がないようにいたします。薬品保管室の老朽化につきましては、保管室に限らず校舎全体が老朽化が進んでいることから、雨漏り対策も含め協議を進めてまいります。(学校教育課)